

令和7年度版障がい者福祉施策一覧

◆ 障害者手帳

(令和7年4月17日現在)

援護等の種別	内 容	身 体	知 的	精 神	相談窓口
身体障害者手帳	<p>身体に障がいがある方（視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、呼吸器、じん臓、肝臓、ぼうこう、直腸、小腸または免疫機能に障がいがあり身体障害者福祉法別表に該当する方）は、本人の申請によって身体障害者手帳が交付されます。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 身体障害者（児）手帳交付申請書 ② 診断書（指定医師が規定の診断書様式を使用したものに限る） ③ 写真1枚（縦4cm×横3cm、無帽の顔写真、1年以内のもの） ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等） ⑤ 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、個人番号通知書等） <p>★ 現在、手帳をお持ちの方で、次の事項に該当する場合は、必ず届出をしてください。①住所・氏名の変更 ②死亡 ③手帳の紛失・破損 ④障がい程度の変更</p>	○			
療育手帳	<p>知的発達に障がいのある方は、本人または保護者の申請によって、兵庫県知的障害者更生相談所（18歳未満の児童は川西こども家庭センター丹波分室）の判定に基づき、療育手帳が交付されます。</p> <p>【申請に必要なもの：18歳未満】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 療育手帳交付申請書 ② 写真1枚（縦4cm×横3cm、無帽の顔写真、1年以内のもの） <p>【申請に必要なもの：18歳以上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 療育手帳交付申請書 ② 写真1枚（縦4cm×横3cm、無帽の顔写真、1年以内のもの） ③ 調査票（両面） ④ 同意書 ⑤ 証明書（診断日から3ヶ月以内のもので、かかりつけ医によるもの） ⑥ 必要に応じて、発達障害者事前調査表・高齢者事前調査表 <p>★ 期限付きの手帳が交付されているときは、手帳記載の期限までに更新手続きを行ってください。また、次の事項に該当する場合は、必ず届出をしてください。①住所・氏名の変更 ②死亡 ③手帳の紛失・破損 ④障がい程度の変更</p>	○			障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
精神障害者保健福祉手帳	<p>精神障がいのため、長期にわたり日常生活や社会生活に制約があり、手帳取得を希望される方は、本人の申請によって、医師の診断書等に基づき精神障害者保健福祉手帳が交付されます。</p> <p>【申請に必要なもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 精神障害者保健福祉手帳交付申請書 ② 次のア. またはイ. のどちらか <ul style="list-style-type: none"> ア. 医師の診断書（初診日から6ヶ月以上経過、作成3ヶ月以内のもの） イ. 精神障がいを支給事由とする障害年金証書等の写し 障害年金振込通知書等の写し 年金事務所等照会同意書 ③ 写真1枚（縦4cm×横3cm、無帽の顔写真、1年以内のもの） ④ 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等） ⑤ 個人番号がわかるもの（マイナンバーカード、個人番号通知書等） <p>★ 有効期間は2年間で、有効期間の延長を希望する場合は、有効期間が満了する前に更新申請が必要です。</p>		○		

◆ 手当年金等

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
介護者支援金	対象者 支給額	65歳未満の重度心身障がい者（身体障害者手帳1・2級または療育手帳A判定）で、居宅で過去6ヶ月以上常時臥床の状態にあり、引き続き同様の状態が継続すると認められる方を常時介護している方（介護保険サービス利用者は対象外、所得制限あり） 月額 10,000円	○	○			障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
特別障害者手当	対象者 支給額	精神または身体が著しく重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の20歳以上の方（該当要件、所得制限あり） 月額 29,590円	○	○	○		
障害児福祉手当	対象者 支給額	精神又は身体が重度の障がいの状態にあるため、日常生活に常時の介護を要する在宅の20歳未満の方（該当要件、所得制限あり） 月額 16,100円	○	○	○		こども福祉課 ☎88-5287
特別児童扶養手当	対象者 支給額	20歳未満で心身に重度・中度の障がいのある児童の養育者（所得制限あり） (対象児童1人につき) 1級・・・月額 55,350円 2級・・・月額 36,860円	○	○	○		
児童扶養手当	対象者 支給額	父又は母が重度の障がい状態にある児童（一定の障がいがある児童については20歳未満）を監護する父または母、養育者（所得制限あり） (対象児童1人の場合) 全部支給・・・月額 45,500円 一部支給・・・月額 10,740円～45,490円	○	○	○		《国民年金加入中に初診日がある方》 健康課 ☎82-6690 《厚生年金加入中に初診日がある方》 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165
障害年金	対象者 年金額	① 公的年金の加入中に初診日のある病気やけがにより、一定程度以上の障がいの状態になったとき（保険料納付要件あり） ② 初診日が60歳以上65歳未満で、日本に住んでいる方が障がい者になったとき（保険料納付要件等あり） ③ 20歳以前に初診日がある方が障がい者になったとき（所得制限あり） 〔国民年金の場合〕 1級・・・年額 1,039,625円 2級・・・年額 831,700円 〔厚生年金の場合〕 国民年金の1級・2級の額に障害厚生年金を上乗せ ※初診日のある時点で加入されている年金により相談窓口が異なりますのでご注意ください。	○	○	○		
特別障害給付金	対象者 支給額	障害基礎年金と同等の障がいを有する方のうち、国民年金未加入時(年金制度上の任意加入時期のため一定の時期に限る)の障がいのため障害年金を受給できなかった方（該当要件あり） 障害基礎年金1級相当・・・月額 56,850円 障害基礎年金2級相当・・・月額 45,480円	○	○	○	健康課 ☎82-6690 ねんきんダイヤル ☎ 0570-05-1165	
無年金外国籍障害者等福祉給付金	対象者 支給額	国民年金制度の改正が行われた昭和57年1月1日前に20歳に達していた在日外国籍障がい者等で、年金制度上の資格要件により障害基礎年金等が受けられない重度障がい者等（該当要件あり） 重度障がい者…（昭和31年4月1日以前生まれ）月額 86,385円 （昭和31年4月2日以後生まれ）月額 86,635円 中度障がい者…（昭和31年4月1日以前生まれ）月額 69,108円 （昭和31年4月2日以後生まれ）月額 69,308円	○	○	○	障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263	

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
兵庫県心身障害者扶養共済制度	内 容	障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのある方に終身一定額の年金が支給されます。		○	○	○	障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
	対象者	心身障がい者の保護者で、65歳未満の方（加入要件有）					
	掛 金	加入年齢により1口月額9,300円～23,300円 市民税課税状況により減免あり（1口のみ）					
年 金 額		1口 月額20,000円 （2口まで加入可）					
兵庫県心身障害者扶養共済制度 掛金助成	対象者	兵庫県心身障害者扶養共済制度加入者に掛金の一部を助成します。					
	助 成 額	市民税非課税世帯・・・・掛金の7割以内 市民税均等割課税世帯・・・掛金の5割以内 市民税所得割課税世帯・・・掛金の3割以内		○	○	○	

◆ 医療費

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
重度障害者医療費	対象者	身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級保持者で、本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23万5千円未満の方（世帯合算は行わない）		○	○	○	健康課 ☎82-6690
	助成内容	医療保険による給付が行われた場合の一部負担金（※）を超えた分について助成します。 ※ 入院・・・無料(食事代・部屋代などの保険適用外のものは支給対象にはなりません) 外来・・・医療機関（薬局含む）ごとに 1日600円又は400円（月2日まで）					
		注意 但し、精神障害者保健福祉手帳1級保持者の場合、精神疾患による受診では医療機関窓口で受給者証を使用することはできません。					
高齢重度障害者 医療費	対象者	後期高齢者医療制度に加入されており、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級保持者で、本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23万5千円未満の方（世帯合算は行わない）		○	○	○	健康課 ☎82-6690
	助成内容	医療保険による給付が行われた場合の一部負担金（※）を超えた分について助成します。 ※ 入院・・・無料(食事代・部屋代などの保険適用外のものは支給対象にはなりません) 外来・・・医療機関（薬局含む）ごとに 1日600円又は400円（月2日まで）					
		注意 但し、精神障害者保健福祉手帳1級保持者の場合、精神疾患による受診では医療機関窓口で受給者証を使用することはできません。					

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
後期高齢者医療制度による障がい認定	対象者 内 容	65~74歳の方で身体障害者手帳1~3級及び4級の一部、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1・2級保持者、障害年金1・2級の受給者等で後期高齢者医療制度に加入を希望する者 後期高齢者医療制度による一部負担金のみで受診いただけます。なお、現在加入されている健康保険から脱退し、新たな健康保険に加入することになります。また、後期高齢者医療制度に加入された場合は、保険料を納めていただくことになります。	○	○	○		健康課 ☎82-6690
自立支援医療費（更生医療）	対象者 自己負担	18歳以上の身体障害者手帳所持者で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者 (事前申請、指定医療機関の医師意見書が必要) 原則として医療費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当りの自己負担上限額が決まります。	○				
自立支援医療費（育成医療）	対象者 自己負担	18歳未満の身体に障がいを有する児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる者 (事前申請、指定医療機関の医師意見書が必要) 原則として医療費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当りの自己負担上限額が決まります。	○				障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
自立支援医療費（精神通院医療）	対象者 自己負担	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する統合失調症などの精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する者（所得制限あり、事前申請必要） 原則として医療費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当りの自己負担上限額が決まります。			○		
精神障害者医療費	対象者 助成内容	精神障害者保健福祉手帳保持者で、本人・配偶者・扶養義務者それぞれの市民税所得割額が23万5千円未満の方(世帯合算は行わない) 入院・・・自己負担額から2,400円または1,600円を控除した残りの1/2 外来・・・自己負担額から600円または400円を控除した残りの1/2 自立支援医療（精神通院）・・・自己負担額の1/2 ※1級の方の一般診療による受診は(高齢)重度障害者医療受給者証をご使用ください。 ※医療機関窓口では自己負担額をお支払ください。申請により差額をお返しします。(償還払い)			○		健康課 ☎82-6690
特定疾病療養受療証の交付	対象者 内 容	血友病や血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症、人工透析が必要な慢性腎不全の疾病者 特定疾病療養受療証を医療機関の窓口に提出すれば、1ヶ月10,000円以内の自己負担となります。 なお、慢性腎不全による人工透析を要する70歳未満の国民健康保険加入者のうち、一定以上所得者については、1ヶ月20,000円以内の自己負担となります。 また、後期高齢者医療制度では所得制限がないため、1ヶ月の自己負担額は10,000円以内となります。 申請する際に医師の意見書が必要です。	○				健康課 ☎82-6690 (社会保険に加入されている方は、各加入保険窓口)

◆ 補装具・日常生活用具

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
補装具費支給事業 ＊事前に申請が必要です	内 容 対象者 自己負担	身体障がい者（児）や難病の方に対して失われた身体機能を補完又は代替する用具（義肢、装具、補聴器、車いす等）の購入または修理、貸与する費用の一部を支給します。 身体障害者手帳所持者（補装具の種類によっては、身体障害者更生相談所の判定が必要）、難病患者 原則として補装具費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当りの自己負担上限額が決まります。	○				障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
日常生活用具費支給事業 ＊事前に申請が必要です	内 容 対象者 自己負担	日常生活を容易にするために必要な用具（特殊寝台、入浴補助用具、スマ用装具、住宅改修等）を購入する費用の一部を支給します。 重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、難病患者 ※用具の種類、障がいの程度によって給付条件があります。 原則として日常生活用具給付費の1割負担ですが、所得に応じてひと月当りの自己負担上限額が決まります。	○	○			
人生いきいき住宅助成事業 ＊事前に申請が必要です	内 容 対象者 助成金額	障がい者の身体状況に応じて必要な住宅改修費を助成します。（浴室、洗面所、便所、玄関、廊下、階段、居室、台所の改修） 重度の身体障がい者・知的障がい者のいる世帯（所得制限あり） 対象工事費に世帯の所得に応じた助成率をかけた金額（100万円限度※） ※日常生活用具費支給事業で住宅改修費助成を受ける場合は、合わせて100万円限度	○	○			※障がい者 障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263 ※高齢者 介護保険課 ☎88-5266

◆ その他の福祉用具給付事業

援護等の種別	内 容			相談窓口
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	内 容 対象者 自己負担	日常生活を容易にするために必要な用具（特殊寝台、入浴補助用具、車いす、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター等）を購入する費用の一部を支給します。 小児慢性特定疾病児童等（用具の種類によって給付条件があります。） 世帯の所得に応じて自己負担額が決まります。		
軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	内 容 対象者 助成金額	身体障害者手帳の交付対象とならない軽・中度の難聴児（3月31日時点で18歳以下）の補聴器購入費用等の一部を助成します。 次のいずれにも該当する方 ①保護者が市内に居住している方 ②両耳とも聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満、片耳の聴力レベルが70デシベル以上でも他方の耳の聴力レベルが70デシベル未満又は片耳若しくは両耳の聴力レベルが30デシベル未満の方 ※指定医療機関の医師意見書が必要となります。 [補聴器購入費] 種類に応じて40,000円又は100,000円以内 [耳あて等交換費] 種類に応じて6,000円又は18,000円以内		障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263



◆ 地域生活支援

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
相談支援事業	内 容 利用料金	障がい者またはその家族の相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うとともに権利擁護のために必要な援助を行います。 無料 〔相談支援事業所〕	名称 丹波市社会福祉協議会 相談支援事業所 たんば快援隊 ほのぼの介護相談支援事業所	所在地 春日町黒井1500 氷上町横田460-1 市島町下竹田1406 -1	電話 74-4763 80-2945 86-7530	○ ○ ○	
意思疎通支援者派遣事業	内 容 利用料金	聴覚・音声・言語の機能に障がいのある方に、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 無料		○			
点字・声の広報等発行事業	内 容 利用料金	重度の視覚障がいのため文字による情報入手が困難な方に、点字・声の広報を発行します。(丹波市広報、議会だより等) 無料		○			
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	内 容 利用料金	障がい者等を対象とした各種スポーツ、レクリエーション教室を開催します。 無料		○ ○ ○			
生活訓練事業	内 容 対象者 利用料金	肢体に障がいがある方を対象に、身体機能・健康維持のため、リハビリやストレッチ、音楽活動などの生活(機能)訓練を実施します。 在宅で生活されている肢体に障がいがある方 無料		○			障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
自動車運転免許取得費助成事業	内 容 助成金額	就労等のため運転免許を取得する場合に、その費用の一部を助成します。(所得制限あり) 免許取得に要した経費の2/3以内(10万円限度)		○ ○ ○			
自動車改造費助成事業	内 容 助成金額	自らが所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置の改造費用の一部を助成します。(所得制限あり) 100,000円以内 ※改造前に申請が必要です		○			
訪問入浴サービス事業	内 容 対象者 利用回数 利用料金	家庭において入浴することが困難な障がい者(児)のために、訪問により居宅での入浴サービスを提供します。 次のいずれにも該当する方 ①身体障害者手帳1級または2級所持者 ②常時臥床又はこれに準ずる状態にあり、家族だけでは入浴させることが困難であり、かつ、ホームヘルプ等の他のサービスを利用しても入浴が困難な方 ③入浴可能な健康状態にある方 ④入浴時において家族等の立会いが可能な方 ⑤介護保険法に基づく訪問入浴介護を受けることができない方 ⑥感染症疾患有していない方 週2回以内 原則として入浴に必要な費用の1割負担です。 (市民税非課税世帯は無料)		○			

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口				
福祉送迎サービス（おでかけサポート）事業 (移動支援事業)	内 容	外出時に介助や支援を必要とする障がい者等に、車両による特定目的地への送迎サービスを行います。									
	対 象 者	次のいずれにも該当する18歳以上で在宅の方 ①要介護2から5、身体障害者手帳1種1級から4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、難病患者、人工透析患者 ②運転免許をお持ちでない方 ③市民税が非課税の方 ④バス・デマンド（予約）型乗合タクシー・タクシー共通券の交付を受けていない方									
	利 用 回 数	①要介護2から5、身体障害者手帳1種1級から4級（内部障害を除く）、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級、難病患者の方 年間120回（通院、社会的交流・買物利用） ②身体障害者手帳1種1級から4級（内部障害）、療育手帳B判定、精神障害者保健福祉手帳2級・3級の方 年間60回（通院、社会的交流・買物利用） ③人工透析患者 人工透析のための通院に必要な回数（透析通院利用）		○	○	○					
	利 用 料 金	乗車1回につき500円。地域（旧町域）を超える場合は 500円加算（通院利用の場合は加算なし）									
移動支援事業	内 容	屋外での移動が困難な障がい者（児）の地域における自立生活及び社会参加を促すため、外出の際の支援をします。					障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263				
	対 象 者	外出時に移動の支援が必要な障がい者（児） [個別移動支援] 障がい者（児）の個別的な移動支援									
	利 用 料 金	100円/30分（市民税非課税世帯は無料） [グループ移動支援] 屋外でのグループ活動、行事参加等複数の者の移動支援 1人につき 50円/30分（市民税非課税世帯は無料）		○	○	○					
	日中一時支援事業	障がい者の日中活動の場を確保し、その家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的に、見守りなどの支援を行います。 市内に住所を有する在宅の障がい者（児） [基本料金] 150円/4時間以下 400円/4時間超8時間以下 650円/8時間超 [入 浴] 50円/回 [送 迎] 50円/回（片道） (市民税非課税世帯は無料)		○	○	○					
更生訓練費支給事業	内 容	就労移行支援事業所、自立訓練事業所等を利用している方を対象に、訓練経費を助成します。（障害福祉サービスの利用者負担0円の方）									
	助 成 金	月額1,600円～14,800円									
地域活動支援センター事業	内 容	通所によって創作的活動又は生産活動の場を提供、社会との交流促進により障がい者（児）の地域生活を支援します。									
	対 象 者	市内に住所を有する在宅の障がい者（児）									
	利 用 料 金	無料 〔市内の地域活動支援センター〕									
		<table border="1"> <tr> <td>名 称</td> <td>所 在 地</td> <td>電 話</td> </tr> <tr> <td>希望の家</td> <td>柏原町柏原1018-1</td> <td>73-0869</td> </tr> <tr> <td>春日小規模作業所こぶし</td> <td>春日町黒井1500</td> <td>74-0715</td> </tr> </table>					名 称	所 在 地	電 話	希望の家	柏原町柏原1018-1
名 称	所 在 地	電 話									
希望の家	柏原町柏原1018-1	73-0869									
春日小規模作業所こぶし	春日町黒井1500	74-0715									

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
就労支援施設利用者負担扶助費支給事業	内 容 対象者	就労移行支援事業所または就労継続支援事業所を利用されている方に、施設の利用にかかる利用者負担額（食費等の特定費用を除く）に相当する額を支給します。 就労支援施設の利用者で、施設の利用について利用者負担が生じる方		○	○	○	
人工透析治療通院費助成事業	内 容 対象者 助成金額	じん臓機能の障がいにより人工透析療法を受けている方に人工透析療法を受けるため医療機関への通院に要した交通費の一部を助成します。 次のいずれにも該当する方 ① じん臓機能障害により身体障害者手帳の交付を受けている方 ② 人工透析療法を受けるため、医療機関に常時自家用車又はタクシー、公共交通機関を利用して通院されている方（片道のみ自家用車等通院者を含む。） ③ 市民税非課税者 ④ 生活保護法による医療扶助の移送費等を受けていない方 通院距離に応じて月額500円～5,000円		○			障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263

◆ 障害福祉サービス

援護等の種別	内 容	身体	知的	精神	相談窓口
障害福祉サービス	障害福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。介護給付は、サービスに該当する障害支援区分の認定を受ける必要があります。 【手続きからサービス利用まで】 ① 申 請 ② 調 査 調査員が面接調査及びサービス利用意向を聴取します。 ③ 障害支援区分の認定 障害支援区分認定審査会の審査を受け、非該当、区分1～6の障害支援区分の認定が行われます。 ④ サービス等利用計画案の提出 ⑤ 支給決定 障害支援区分やサービス等利用計画案をふまえ、サービス内容や支給量を決定し、「障害福祉サービス受給者証」を交付します。 ⑥ サービ斯利用開始 利用者と事業者が契約を結んだ後、サービスを利用します。	○	○	○	障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263



援護等の種別	内 容		身体	知的	精神	相談窓口																																				
障害福祉サービス	【障害福祉サービスの内容】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th><th>サービス 内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居宅介護 (ホームヘルプ)</td><td>自宅で、入浴、排泄、食事の介護等生活全般にわたる介護サービスを行います。</td></tr> <tr> <td>重度訪問介護</td><td>重度の肢体不自由者で常時介護が必要な人に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。</td></tr> <tr> <td>同行援護</td><td>視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等の支援を行います。</td></tr> <tr> <td>行動援護</td><td>知的障がい、精神障がいにより行動するときに常時介護を要する人に、外出時の移動支援や危険回避のための援護を行います。</td></tr> <tr> <td>重度障害者等包括支援</td><td>介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。</td></tr> <tr> <td>短期入所 (ショートステイ)</td><td>自宅で介護する人が病気などの場合に、短期の入所による入浴、排泄、食事等の介護を行います。</td></tr> <tr> <td>療養介護</td><td>医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助等を行います。</td></tr> <tr> <td>生活介護</td><td>常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。</td></tr> <tr> <td>施設入所支援</td><td>障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。</td></tr> <tr> <td>自立訓練 (機能訓練・生活訓練)</td><td>自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。</td></tr> <tr> <td>就労移行支援</td><td>一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。</td></tr> <tr> <td>就労継続支援 (A型・B型)</td><td>一般企業等での就労が困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。</td></tr> <tr> <td>就労定着支援</td><td>就労移行等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う支援ニーズに対応できるよう支援を行います。</td></tr> <tr> <td>共同生活援助 (グループホーム)</td><td>夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。</td></tr> <tr> <td>自立生活援助</td><td>障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し必要な支援を行います。</td></tr> <tr> <td>地域移行支援</td><td>施設等に入所している人に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関して必要な支援を行います。</td></tr> <tr> <td>地域定着支援</td><td>居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し緊急の事態等に相談、緊急訪問等必要な支援を行います。</td></tr> </tbody> </table>		サービスの種類	サービス 内容	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等生活全般にわたる介護サービスを行います。	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護が必要な人に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等の支援を行います。	行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動するときに常時介護を要する人に、外出時の移動支援や危険回避のための援護を行います。	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期の入所による入浴、排泄、食事等の介護を行います。	療養介護	医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助等を行います。	生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。	施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。	就労定着支援	就労移行等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う支援ニーズに対応できるよう支援を行います。	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。	自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し必要な支援を行います。	地域移行支援	施設等に入所している人に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関して必要な支援を行います。	地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し緊急の事態等に相談、緊急訪問等必要な支援を行います。				
サービスの種類	サービス 内容																																									
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排泄、食事の介護等生活全般にわたる介護サービスを行います。																																									
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護が必要な人に、自宅での介護や外出時の移動支援などを総合的に行います。																																									
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等の支援を行います。																																									
行動援護	知的障がい、精神障がいにより行動するときに常時介護を要する人に、外出時の移動支援や危険回避のための援護を行います。																																									
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。																																									
短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気などの場合に、短期の入所による入浴、排泄、食事等の介護を行います。																																									
療養介護	医療機関において、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助等を行います。																																									
生活介護	常に介護を必要とする人に、入浴、排泄、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。																																									
施設入所支援	障害者支援施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排泄、食事の介護等を行います。																																									
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。																																									
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。																																									
就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。																																									
就労定着支援	就労移行等を利用し、一般就労に移行した障がい者の就労に伴う支援ニーズに対応できるよう支援を行います。																																									
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。																																									
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する障がい者に対し必要な支援を行います。																																									
地域移行支援	施設等に入所している人に対し、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関して必要な支援を行います。																																									
地域定着支援	居宅において単身等で生活する人に、常時の連絡体制を確保し緊急の事態等に相談、緊急訪問等必要な支援を行います。																																									
			○	○	○	障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263																																				

◆ 障害児通所支援

援護等の種別	内 容	身体	知的	精神	相談窓口																																									
障害児通所支援	<p>通所利用の障がい児への支援だけでなく、地域の障がい児・その家族を対象とした支援や、保育所等の施設に通う障がい児に対し施設を訪問して支援します。</p> <p>【手続きからサービス利用まで】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 申 請 ② 調 査 面接調査及びサービス利用意向を聴取します。 ③ 障害児支援利用計画案の提出 ④ 通所給付決定 障害児支援利用計画案と勘案事項をふまえ、サービス内容や支給量を決定し、「通所受給者証」を交付します。 ⑤ サービス利用開始 利用者と事業者が契約を結んだ後、サービスを利用します。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>サービスの種類</th><th>サービス内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童発達支援</td><td>日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。</td></tr> <tr> <td>放課後等デイサービス</td><td>生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。</td></tr> <tr> <td>保育所等訪問支援</td><td>保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を行います。</td></tr> <tr> <td>居宅型児童発達支援</td><td>居宅を訪問し、児童発達支援を行います。 気管切開をするなど重度心身障がいがある方が対象です。</td></tr> </tbody> </table> <p>[市内の障害児通所支援事業所]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th><th>所 在 地</th><th>TEL</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>丹波市通所支援事業所もみじ</td><td>氷上町石生2059-5</td><td>88-5752</td></tr> <tr> <td>春日学園 カラフル</td><td>春日町野村65-1</td><td>75-1080</td></tr> <tr> <td>児童支援センターえがお芦田</td><td>青垣町田井縄371</td><td>87-2255</td></tr> <tr> <td>放課後等デイサービスのびのび</td><td>柏原町大新屋1114</td><td>88-5848</td></tr> <tr> <td>こども発達サポート いっぽ</td><td>柏原町柏原980-2 柏原センタービル401</td><td>88-5117</td></tr> <tr> <td>こども発達支援 Co-Coテラス</td><td>柏原町柏原5216</td><td>88-5623</td></tr> <tr> <td>こども発達支援 Co-Coテラス +</td><td>柏原町柏原46</td><td>090-3660-7715</td></tr> <tr> <td>児童発達支援スタートライン</td><td>氷上町石生153-3</td><td>88-5667</td></tr> <tr> <td>こども発達支援 Co-Coテラス☆stella</td><td>春日町野村2561</td><td>080-6089-5937</td></tr> </tbody> </table>	サービスの種類	サービス内容	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。	放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。	保育所等訪問支援	保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を行います。	居宅型児童発達支援	居宅を訪問し、児童発達支援を行います。 気管切開をするなど重度心身障がいがある方が対象です。	名 称	所 在 地	TEL	丹波市通所支援事業所もみじ	氷上町石生2059-5	88-5752	春日学園 カラフル	春日町野村65-1	75-1080	児童支援センターえがお芦田	青垣町田井縄371	87-2255	放課後等デイサービスのびのび	柏原町大新屋1114	88-5848	こども発達サポート いっぽ	柏原町柏原980-2 柏原センタービル401	88-5117	こども発達支援 Co-Coテラス	柏原町柏原5216	88-5623	こども発達支援 Co-Coテラス +	柏原町柏原46	090-3660-7715	児童発達支援スタートライン	氷上町石生153-3	88-5667	こども発達支援 Co-Coテラス☆stella	春日町野村2561	080-6089-5937					
サービスの種類	サービス内容																																													
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の必要な支援を行います。																																													
放課後等デイサービス	生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の必要な支援を行います。																																													
保育所等訪問支援	保育所等における集団生活適応のための専門的な支援を行います。																																													
居宅型児童発達支援	居宅を訪問し、児童発達支援を行います。 気管切開をするなど重度心身障がいがある方が対象です。																																													
名 称	所 在 地	TEL																																												
丹波市通所支援事業所もみじ	氷上町石生2059-5	88-5752																																												
春日学園 カラフル	春日町野村65-1	75-1080																																												
児童支援センターえがお芦田	青垣町田井縄371	87-2255																																												
放課後等デイサービスのびのび	柏原町大新屋1114	88-5848																																												
こども発達サポート いっぽ	柏原町柏原980-2 柏原センタービル401	88-5117																																												
こども発達支援 Co-Coテラス	柏原町柏原5216	88-5623																																												
こども発達支援 Co-Coテラス +	柏原町柏原46	090-3660-7715																																												
児童発達支援スタートライン	氷上町石生153-3	88-5667																																												
こども発達支援 Co-Coテラス☆stella	春日町野村2561	080-6089-5937																																												

障がい福祉課

☎88-5262

☎88-5263

◆ 税の减免

援護等の種別	内 容	身体	知的	精神	相談窓口																																													
自動車税種別割 自動車税環境性能割 軽自動車税種別割 軽自動車税環境性能割の减免	<p>障害者手帳所持者の日常生活にとって不可欠な生活手段となっている自動車について、自動車税種別割または軽自動車税種別割、自動車税環境性能割または軽自動車税環境性能割の减免を受けることができます。</p> <p><u>※减免申請前には必ず県税事務所等に確認を行ってください。</u></p> <p>【対象となる自動車】 障がい者の移動手段としてもっぱら継続的に使用される次の自動車等 ※减免できる自動車は障がい者1人に対して1台のみで、運転者が重複しない場合に限ります。</p> <p>① 障がい者またはその方と生計を一にする親族が取得または所有し運転する自動車等 ② 障がい者のみの世帯（単身含む）の方が取得または所有する自動車で、 その方を常時介護する方が運転する自動車等</p> <p>【减免額】 自動車税種別割・・・所有者、運転者、等級により税額（または限度額） の全額または1/2 軽自動車税種別割・・・全額（小型特殊自動車を除く）</p> <p>【申請時期】 自動車税種別割・・・4月1日から納期限まで ※ 納期限後に要件を満たした方は隨時申請可（2月末まで） 軽自動車税種別割・・・4月1日から納期限まで 自動車税環境性能割/軽自動車税環境性能割・・自動車を登録するとき</p> <p>【减免対象者の範囲】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>身体障害者手帳等障がいの区分</th> <th>障がい者本人が所有し、かつ自ら運転する場合</th> <th>左記以外の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障害</td> <td colspan="2">1級～4級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障害</td> <td colspan="2">2級～4級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障害</td> <td colspan="2">3級、5級</td> </tr> <tr> <td>音声機能障害</td> <td colspan="2">3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）</td> </tr> <tr> <td>上肢不自由</td> <td>1級～6級</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td>下肢不自由</td> <td colspan="2">1級～6級</td> </tr> <tr> <td>体幹不自由</td> <td colspan="2">1級～3級、5級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害</td> <td>上肢機能 移動機能</td> <td>1級～6級 1級～6級</td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸又は小腸の機能障害</td> <td colspan="2">1級、3級、4級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障害</td> <td colspan="2">1級～3級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害</td> <td colspan="2">1級～3級</td> </tr> <tr> <td colspan="3">障がい者本人または家族等が所有で本人以外が運転する場合</td> </tr> <tr> <td>療育手帳所持者</td> <td colspan="2">A判定、B1判定</td> </tr> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳所持者</td> <td colspan="2">1級</td> </tr> </tbody> </table>	身体障害者手帳等障がいの区分	障がい者本人が所有し、かつ自ら運転する場合	左記以外の場合	視覚障害	1級～4級		聴覚障害	2級～4級		平衡機能障害	3級、5級		音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		上肢不自由	1級～6級	1級～3級	下肢不自由	1級～6級		体幹不自由	1級～3級、5級		乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級～6級 1級～6級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸又は小腸の機能障害	1級、3級、4級		肝臓機能障害	1級～3級		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級		障がい者本人または家族等が所有で本人以外が運転する場合			療育手帳所持者	A判定、B1判定		精神障害者保健福祉手帳所持者	1級		○	○	○	<p>《自動車税/ 自動車税種別割》 丹波県税事務所 ☎73-3746</p> <p>《自動車税環境性能割》 神戸県税事務所 ☎078-441-0305 ☎078-647-9161</p> <p>《軽自動車税種 別割》 税務課 ☎82-2070</p> <p>《軽自動車税環 境性能割》 神戸県税事務所 ☎078-822-6050</p>
身体障害者手帳等障がいの区分	障がい者本人が所有し、かつ自ら運転する場合	左記以外の場合																																																
視覚障害	1級～4級																																																	
聴覚障害	2級～4級																																																	
平衡機能障害	3級、5級																																																	
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）																																																	
上肢不自由	1級～6級	1級～3級																																																
下肢不自由	1級～6級																																																	
体幹不自由	1級～3級、5級																																																	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能 移動機能	1級～6級 1級～6級																																																
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、 直腸又は小腸の機能障害	1級、3級、4級																																																	
肝臓機能障害	1級～3級																																																	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級																																																	
障がい者本人または家族等が所有で本人以外が運転する場合																																																		
療育手帳所持者	A判定、B1判定																																																	
精神障害者保健福祉手帳所持者	1級																																																	

援護等の種別	内 容	身体	知的	精神	相談窓口
所得税・住民税の障害者控除	<p>納税者またはその同一生計配偶者・扶養親族に心身の障がいがある場合は、次の額の控除が受けられます。</p> <p>[所得税] 特別障害者控除 40万円 障害者控除 27万円 扶養親族が同居特別障害者の場合 75万円</p> <p>[住民税] 特別障害者控除 30万円 障害者控除 26万円 扶養親族が同居特別障害者の場合 53万円</p> <p>※特別障害者控除は、身体障害者手帳1・2級及び療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者</p>	○	○	○	«所得税» 柏原税務署 ☎72-1130 «住民税» 税務課 ☎82-2070
相続税の障害者控除	相続人が85歳未満の障害者手帳所持者の場合、85歳に達するまでの年数1年につき10万円（特別障害者のときは20万円）が障害者控除として、相続税から差し引かれます。	○	○	○	
贈与税の非課税	特定障害者の生活費に充てるため、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があった場合、その信託受益権の価格のうち特別障害者である特定障害者については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者については3,000万円まで贈与税がかかりません。	○	○	○	柏原税務署 ☎72-1130
個人事業税の非課税	重度の視覚障がい（両眼の視力が0.06以下）のある方が、あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他医業に類する事業を営む場合は、個人事業税が非課税になります。	○			丹波県税事務所 ☎73-3746
心身障害者扶養共済制度給付金の非課税	心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金は、所得税法上、非課税となります。また、掛金は確定申告により小規模企業共済掛金控除の対象となります。	○	○	○	柏原税務署 ☎72-1130

◆ 資金の貸付

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
生活福祉資金（福祉資金）	<p>対象者</p> <p>使途</p> <p>① 生業を営むために必要な経費</p> <p>② 技術習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費</p> <p>③ 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費</p> <p>④ 福祉用具等の購入に必要な経費</p> <p>⑤ 障がい者用の自動車の購入に必要な経費 など</p> <p>[連帯保証人を立てる場合] 無利子</p> <p>[連帯保証人を立てない場合] 年1.5%</p> <p>580万円以内（資金目的により貸付上限額目安あり）</p>			○	○	○	丹波市社会福祉協議会 ☎86-7171



◆ 公共料金等の割引

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
デマンド型乗合タクシー運賃の割引	対象者 割引内容 手続方法	障害者手帳（身体・療育・精神）所持者 1回の乗車運賃が200円に割引されます。（一般300円） 利用登録票に手帳所持者である旨を記入してください。			○	○	○ ふるさと定住促進課 ☎88-5360
有料道路通行料金の割引	対象者 割引内容 利用方法	[自らが運転する場合] 身体障害者手帳所持者（第2種）の方 [介護者が運転し、障がい者本人が同乗する場合] 身体障害者手帳所持者（第1種）または療育手帳所持者（A判定）の方 通常料金の半額 事前に市役所窓口またはオンライン（ETC割引利用の場合のみ） で申請手続きが必要です。 オンライン申請サイト →→→ http://www.expressway-discount.jp			○	○	障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
NHK放送受信料の減免	[全額免除対象] 障害者手帳（身体・知的・精神）所持者が世帯構成員であり、世帯全員が市民税非課税の場合 [半額免除対象] ① 世帯主が身体障害者手帳を所持する視覚障がい者又は聴覚障がい者で、放送受信契約者の場合 ② 世帯主が重度の障がい者（身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級）で、放送受信契約者の場合			○	○	○	
丹波竜化石工房「ちーたんの館」	対象者 割引内容 利用方法	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保険福祉手帳所持者 障がい者とその介護者（1名） 入館料が半額 手帳を提示ください。			○	○	○ 恐竜課 77-1887
植野記念美術館	対象者 割引内容 利用方法	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 障がい者とその介護者（1名） 観覧料金が半額 手帳等を提示ください。			○	○	○ 植野記念美術館 82-5945
氷上回廊水分れフィールドミュージアム	対象者 割引内容 利用方法	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 障がい者とその介護者（1名） 観覧料金が半額 手帳等を提示ください。			○	○	○ 氷上回廊水分れフィールドミュージアム 82-5912
柏原歴史民俗資料館・田ステ文記念館／春日歴史民俗資料館	対象者 割引内容 利用方法	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 障がい者とその介護者（1名） 各館の入館料が半額 手帳等を提示ください。			○	○	○ 社会教育・文化財課 70-0819
青垣温水プール	対象者 割引後料金 利用方法	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳所持者 一般利用・・・270円 回数券(12枚綴り)・・・2,750円 年間会員・・・9,900円 手帳を提示ください。			○	○	○ 青垣総合運動公園 指定管理者 (株)エヌ・エス・アイ 87-2200

◆ その他の援護

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
ヘルプマーク ヘルプカード	内 容 対象者	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または、妊娠初期の方など、援助や配慮が必要なことが外見では判断できないため、マークを身に付け周囲の人に援助や配慮の必要性を知らせる。申請により交付。 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方 ※兵庫県内に在住・在勤・在学の方に限ります。		○	○	○	
兵庫ゆずりあい 駐車場利用証の交付	内 容 対象者	利用証を提示することで公共施設や商業施設、飲食店、病院、ホテルなど「兵庫ゆずりあい駐車場」の表示のある駐車区画に優先的に駐車することができます。 次の基準に該当し、歩行が困難な方 [身体障害者手帳] ① 視覚、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓の機能障害 1～4級 ② 聴覚障害 2・3級 ③ 平衡機能障害 3・5級 ④ 上肢機能障害 1・2級 ⑤ 下肢機能障害 1～6級 ⑥ 体幹機能 1～5級 ⑦ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による機能障害による上肢機能障害 1・2級または移動機能障害 1～6級 [療育手帳] A判定 [精神障害者保健福祉手帳] 1級 [その他] 難病患者、高齢者等、妊娠婦、傷病人、その他歩行が困難な方 ※医師の意見書が必要な場合があります。		○	○	○	障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
FAX119番	内 容 対象者 その他	言語による119番通報が困難な聴覚及び音声・言語機能等に障がいがある方が緊急通報を行う補助手段として、FAXを利用して119番通報を行い、消防車や救急車の要請ができるものです。 ① 丹波市在住の方で、聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ② 利用にあたっては、事前に登録が必要となります。 原則として、市内で発生した救急、火災、救助などに限ります。		○			障がい福祉課 ☎88-5262 FAX88-5283
NET119緊急通報システム	内 容 対象者 その他	聴覚及び音声・言語機能の障がい等により会話が不自由な方が、スマートフォンなどを使って画面上のボタン操作や文字を入力することで簡単に119番通報が行えるシステムです。 ① 聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ② 利用にあたっては、事前に登録が必要となります。 GPS機能で位置情報を自動的に確認するため、国内どこでも通報できます。		○			丹波市消防署 ☎72-2255 FAX73-1250
FAX110番緊急通報	内 容 対象者	言語による110番通報が困難な聴覚及び音声・言語機能等に障がいがある方が緊急通報を行う補助手段として、FAXを利用して110番通報を行い、警察の要請ができるものです。 ①丹波市在住の方で、聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ②利用にあたっては、国内どこでも通報できます。		○			障がい福祉課 ☎88-5262 FAX88-5283

援護等の種別	内 容			身体	知的	精神	相談窓口
遠隔手話	内 容	テレビ電話機能を通じて画面越しに手話通訳者が通訳を行い、聞こえない人と聞こえる人のコミュニケーションを図ります。 災害時の意思疎通や新型コロナウイルスなどの感染症にかかる受診の利用ができるものです。	①丹波市在住の方で、聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ②利用にあたっては、事前に登録が必要となります。	○			障がい福祉課 ☎88-5262 FAX88-5283
	対 象 者						
電話リレーサービス	内 容	聞こえない人と聞こえる人をオペレーターが「手話や文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につなぐサービスです。	①聴覚及び音声・言語機能等に障がいのある方 ②利用にあたっては、事前に登録が必要となります。	○			
	対 象 者						
郵便等による不在者投票	内 容	身体障害者手帳をお持ちの方で、次の障がい等に該当する方は、郵便等投票証明書の交付を受けると在宅で不在者投票ができます。	①両下肢、体幹、移動機能障害の程度が1級又は2級の方 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸障害の程度が1級又は3級の方 ③免疫、肝臓障害の程度が1級から3級までの方 ※郵便等による不在者投票ができる方で、自ら投票の記載ができるない次のような障がいのある方は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た者に投票の代理記載をさせることができます。 [該当者] 上肢又は視覚の障がいで身体障害者手帳1級の方	○			選挙管理委員会 (総務課) ☎82-1002
	対 象 者						



★相談支援事業所（丹波市委託）

在宅の障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を市の委託を受けて開設しています。

相談支援専門員が相談に応じます。相談料は無料、秘密は厳守いたしますので、安心してご相談ください。

□ 相談支援センター たんば快援隊

〔開所日〕 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分（祝日、年末年始を除きます）

〔所在地〕 丹波市氷上町横田460-1

〔連絡先〕 TEL 0795-80-2945 FAX 0795-80-1294

□ 丹波市社会福祉協議会相談支援事業所

〔開所日〕 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除きます）

〔所在地〕 丹波市春日町黒井1500

〔連絡先〕 TEL 0795-74-4763 FAX 0795-74-0478

□ ほのぼの介護相談支援事業所

〔開所日〕 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日、年末年始を除きます）

〔所在地〕 丹波市市島町下竹田1406-1

〔連絡先〕 TEL 0795-86-7530 FAX 0795-86-7530

★丹波市障がい者基幹相談支援センター

総合的・専門的な相談支援の拠点として、相談支援ネットワークの構築や体制強化に取り組みます。

〔所在地〕 丹波市山南町岩屋635

〔連絡先〕 TEL 0795-70-0080 FAX 0795-70-0078

〔開所日〕 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除きます）

★丹波市障がい者虐待防止センター

障がい者の虐待にかかる通報、届出、支援などの相談に応じます。

〔所在地〕 丹波市氷上町常楽211 丹波市役所本庁第2庁舎 障がい福祉課

〔連絡先〕 TEL 0795-88-5262

FAX 0795-88-5283（夜間、休日は受付のみ）

メール shien@city.tamba.lg.jp



★障がい者センター

身体障がい者センター（身体障害者相談員）、知的障がい者センター（知的障害者相談員）は、市長から、精神障がい者センター（精神障害者相談員）は県知事から委嘱を受けた民間協力者で、障がいのある方や、そのご家族からさまざまなお話をお聞きしています。

★おきがる相談会

障がいのある方や、そのご家族を対象に、（身体・知的・精神）障がい者センターがお話をおきぎります。予約は不要ですが、順番にご案内しますのでお待ちいただく場合があります。

時間	午後1時30分～午後3時まで		
4月	25日（金）	柏原福祉センター（木の根センター）	会議室1
5月	27日（火）	氷上住民センター	第1小会議室
6月	10日（火）	春日福祉センター（ハートフルかすが）	会議室1
7月	10日（木）	山南福祉センター（さんなん荘）	1階デイサービス室
8月	15日（金）	青垣住民センター	本館活動室I
9月	10日（水）	ライフピアいちじま	リハビリ室
10月	24日（金）	柏原福祉センター（木の根センター）	ボランティアルーム
11月	25日（火）	氷上住民センター	第1小会議室
12月	9日（火）	春日福祉センター（ハートフルかすが）	会議室1
1月	8日（木）	山南福祉センター（さんなん荘）	1階デイサービス室
2月	20日（金）	青垣住民センター	本館活動室I
3月	11日（水）	ライフピアいちじま	リハビリ室

★丹波障害者就業・生活支援センター「ほっぺ」

障がいのある方が地域で安心して働き、暮らしていくよう就職に関する相談や、自立した日常生活に必要なお手伝いをいたします。

〔利用対象者〕 丹波篠山市・丹波市にお住まいで、就職・生活上の支援を希望される方、また、そのご家族・関係機関の方。

〔利用料金〕 利用料金は無料です。ただし、各種障害福祉サービスの利用などにより自己負担が必要な場合があります。

〔支援の内容〕 窓口での相談・職業評価・職場開拓・職場実習・定着支援など

〔開所日〕 月曜日～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除きます）

〔所在地〕 丹波篠山市東沢田240-1 丹波篠山市障害者総合支援センター スマイルささやま内

〔連絡先〕 TEL 079-554-2339 FAX 079-554-1165

★相談支援事業所一覧

事 業 所 名	所 在 地	電話番号	FAX番号	障がい児 対応	地域計 画相談 対応
みつみ生活サポートセンター	丹波市山南町岩屋635	70-0130	70-0078	○	○
障害者相談支援センター「小鹿」	丹波市氷上町香良107 香良病院内	82-9502	82-7040		○
相談支援センター たんぱ快援隊	丹波市氷上町横田460-1	80-2945	80-1294	○	
丹波市社会福祉協議会相談支援事業所	丹波市春日町黒井1500 ハートフルかすが内	74-4763	74-0478		
丹波市相談支援事業所「まごころ」	丹波市氷上町石生2059-5	88-5756	86-7326	○	
相談支援事業所「ゆきわりそーしゃるほーむ」	丹波市春日町黒井1674-1	74-0486	86-7168	○	
特定相談支援事業所「ポップたんば」	丹波市柏原町柏原4283-36 ポプラの家内	73-0501	72-0501		
相談支援事業所「ふるさと」	丹波市柏原町柏原1303-1	73-2700	73-2701	○	
ほのぼの介護相談支援事業所	丹波市市島町下竹田1406-1	86-7530	86-7530	○	
相談支援事業所スマイルケア	丹波市氷上町市辺683	80-1264	80-1264	○	
あしたメディケア・リンクス	丹波市柏原町母坪335-1-105	72-3577	72-3578	○	

※地域計画相談は、長期に渡って病院や施設に入院・入所している方等が地域で生活できるように相談支援を行うもの、又は地域生活が不安定な方に対して行う相談支援です。

※事業所によって、対応できる相談支援や受入状況による担当の可否が異なる場合があります。

★関係機関等一覧

名 称	所 在 地	電話番号
丹波市役所（本庁第2庁舎） 障がい福祉課	丹波市氷上町常楽211	88-5262 88-5263
丹波市役所 柏原支所 支所係	丹波市柏原町柏原5528	72-0544
丹波市役所 氷上支所 支所係	丹波市氷上町成松字甲賀1	82-3869
丹波市役所 青垣支所 支所係	丹波市青垣町佐治114	87-1001
丹波市役所 春日支所 支所係	丹波市春日町黒井811	88-5130
丹波市役所 山南支所 支所係	丹波市山南町谷川1110	77-0240
丹波市役所 市島支所 支所係	丹波市市島町上田814	85-1001
丹波市役所（本庁） 市民課	丹波市氷上町成松字甲賀1	82-6690
丹波市健康センター ミルネ	丹波市氷上町石生2059-5	88-5756
丹波健康福祉事務所	丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁舎内	72-0500
川西こども家庭センター 丹波分室	丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁舎内	73-3866
丹波市社会福祉協議会 本所	丹波市柏原町柏原2715 柏原福祉センター内	86-7171
丹波市社会福祉協議会 南部支所	丹波市柏原町柏原2715 柏原福祉センター内	72-1236
丹波市社会福祉協議会 西部支所	丹波市氷上町常楽209-1 氷上健康福祉センター内	82-4613
丹波市社会福祉協議会 西部支所青垣分室	丹波市青垣町佐治114 青垣住民センター内	87-0084
丹波市社会福祉協議会 東部支所	丹波市春日町黒井1500 ハートフルかすが内	74-0477
丹波市社会福祉協議会 南部支所山南分室	丹波市山南町野坂176 山南福祉センター内	77-2359
丹波市社会福祉協議会 東部支所市島分室	丹波市市島町上田814 ライフピアいちじま内	85-0517
ハローワーク柏原	丹波市柏原町柏原1569	72-1070
丹(まごころ)ワークサポートたんば	丹波市春日町黒井811 市役所春日庁舎1階	74-3660
ちゃれんじスペース	丹波市柏原町母坪335-1 (コモーレ丹波の森内)	070-2437-8401
丹波県税事務所 課税第1課	丹波市柏原町柏原688 兵庫県柏原総合庁内	73-3745
柏原税務署	丹波市柏原町柏原518-1	72-1130
丹波市配偶者暴力支援センター	—	86-8730



障害福祉サービス事業所

事業所名	住所	電話番号	サービスの種類
丹波市社会福祉協議会ホームヘルプセンター	丹波市柏原町柏原2715	72-1125	居宅介護、同行援護（柏原・山南地域）
		72-1102	居宅介護、同行援護（氷上・青垣地域）
		72-1103	居宅介護、同行援護（春日・市島地域）
みつみ学苑	丹波市山南町岩屋2004	77-0094	施設入所支援、就労継続支援B型、生活介護
みつみ学苑短期入所	丹波市山南町岩屋2004	77-0094	短期入所
春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	75-0366	施設入所支援、生活介護
ショートステイ春日育成苑	丹波市春日町野村65-1	75-0366	短期入所
春日学園	丹波市春日町野村65-1	75-1080	施設入所支援、生活介護
ショートステイ春日学園	丹波市春日町野村65-1	75-1080	短期入所
ポプラの家	丹波市柏原町柏原4283-36	73-0501	施設入所支援、生活介護、短期入所
たんぱ園	丹波市柏原町柏原4283-36	73-0501	就労継続支援B型
きらめきワーク	丹波市柏原町柏原1018-1	73-0234	就労継続支援B型
ワークホームもあ	丹波市氷上町南油良809-1	82-9500	就労継続支援B型
ニコマルプラス	丹波市柏原町母坪374-1	78-9303	就労継続支援B型
ら・ぱん工房 来古里（きこり）	丹波市市島町上牧703	86-8177	就労継続支援B型
ウェルワークたんぱ	丹波市氷上町朝阪714	78-9656	就労移行支援・就労継続支援B型
メガデルガーデン	丹波市柏原町田路4-3	72-5100	就労継続支援B型
F-step	丹波市春日町下三井庄861-1	080-4403-6036	就労継続支援B型
志進館	丹波市氷上町常楽990	88-5701	就労移行支援
B-up	丹波市氷上町常楽990	88-5701	就労継続支援B型
ライフアップたんぱ	丹波市氷上町朝阪714	78-9656	就労定着支援
たんぱりん	丹波市氷上町成松307-7 フラワーハイツA-201	070-8399-1987	居宅介護、重度訪問介護
ほのぼの介護 市島 訪問介護事業所	丹波市市島町下竹田1416-1	86-1161	居宅介護、重度訪問介護
障がい者地域生活協力所 ワンスリー	丹波市市島町上牧708	85-3800	居宅介護、重度訪問介護
訪問介護はあと	丹波市青垣町西芦田957-1	88-5568	居宅介護、重度訪問介護
たんぱ快援隊	丹波市氷上町横田460-1	80-2945	自立生活援助
老人保健施設さんなん桜の里	丹波市山南町野坂211-5	70-5700	在宅重症心身障がい児医療型短期入所
丹寿荘障害者短期入所事業所	丹波市市島町上竹田2336-1	85-3251	短期入所
ふあみりー	丹波市春日町棚原2103	75-0028	短期入所
丹波市社会福祉協議会西部デイサービスセンター	丹波市氷上町常楽209-1	82-4762	生活介護
おかの花デイサービスセンター	丹波市春日町山田170	74-1700	生活介護
通所介護 心	丹波市柏原町柏原493-2	73-1180	生活介護
はっぴいはうす通所介護事業所	丹波市青垣町沢野95-5	87-2121	生活介護
スマイル	丹波市氷上町市辺670-3	71-4647	生活介護
F-union	丹波市柏原町柏原255-3	71-9004	就労継続支援A型
ら・創作工房 KOKONI	丹波市市島町上牧708	86-7890	生活介護
やすらぎスペース有悠	丹波市氷上町成松321-1	80-4850	生活介護

障がい程度別該当事業一覧

○印はおおむね全部が対象となり、△印は一部のみ対象となります。

手帳種別 援護等の種別	身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			所得制限	掲載ページ
	1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3		
手 当 年 金 等	介護者支援金	△	△				△						有	2
	特別障害者手当	△	△				△			△			有	2
	障害児福祉手当	△	△				△			△			有	2
	特別児童扶養手当	○	○	△	△		○	△	△	△	△		有	2
	児童扶養手当(父または母が重度障がい者)	△	△				△			△			有	2
	障害年金	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	有	2
	特別障害給付金	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	有	2
	無年金外国籍障害者等福祉給付金	△	△	△			△	△		△	△		有	2
	兵庫県心身障害者扶養共済制度	○	○	○			○	○	○	△	△	△	-	3
	兵庫県心身障害者扶養共済制度掛金助成	○	○	○			○	○	○	△	△	△	-	3
医療費	重度障害者医療費	○	○				○			○			有	3
	高齢重度障害者医療費	○	○				○			○			有	3
	後期高齢者医療制度による障がい認定	○	○	○	△		○			○	○		-	4
	自立支援医療費(更生医療)	△	△	△	△	△	△						有	4
	自立支援医療費(育成医療)	△	△	△	△	△	△						有	4
	自立支援医療費(精神通院医療)									○	○	○	有	4
	精神障害者医療費									○	○	○	有	4
	特定疾病療養受療証の交付	特定疾病に係る療養を受ける方											-	4
補 装 具 等	補装具費支給事業	△	△	△	△	△	△						有	5
	日常生活用具費支給事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	5
	人生いきいき住宅助成事業	△	△				△						有	5
	小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病児											有	5
	軽・中度難聴児補聴器購入費等助成事業	軽・中度の難聴児											無	5
地域 生 活 支 援	相談支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	6
	意思疎通支援者派遣事業	聴覚又は音声・言語機能障がい者											-	6
	点字・声の広報等発行事業	重度視覚障がい者											-	6
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	6
	生活訓練事業	肢体に障がいがある方											-	6
	自動車運転免許取得費助成事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	6
	自動車改造費助成事業	△	△	△	△	△	△						有	6
	訪問入浴サービス事業	△	△										-	6
	おでかけサポート事業	△	△	△	△		○	○	○	○	○	○	有	7
	移動支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	7
	日中一時支援事業	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	7
	更生訓練費支給事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	7

手帳種別 援護等の種別		身体障害者手帳						療育手帳			精神障害者保健福祉手帳			所得制限	掲載ページ
		1	2	3	4	5	6	A	B1	B2	1	2	3		
地域生活支援	地域活動支援センター事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	7
	就労支援施設利用者負担扶助費支給事業	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	8
	人工透析治療通院費助成事業	人工透析療法を受けている方												有	8
障害福祉サービス		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	8~9
障害児通所支援		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	10
税の減免	軽自動車税・自動車税・自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			-	11
	所得税・住民税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	12
	相続税の障害者控除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	12
	贈与税の非課税	○	○					○			○			-	12
	個人事業税の非課税	重度視覚障がい者												-	12
資金	心身障害者扶養共済制度給付金の非課税	○	○	○				○	○	○	○	○	○	-	12
	生活福祉資金（福祉資金）	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	12
公共料金等の割引	デマンド型乗合タクシー運賃の割引	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	13
	有料道路通行料金の割引	○	○	○	○	○	○							-	13
	本人運転	○	○	○	○	○	○								
	介護者運転	第1種障がい者						○						-	
	NHK放送受信料の減免	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	有	13
	丹波竜化石工房「ちーたんの館」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	13
	植野記念美術館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	13
その他	氷上回廊水分れフィールドミュージアム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	13
	柏原歴史民俗資料館・田ステ女記念館／春日歴史民俗資料館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	13
	青垣温水プール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	13
	ヘルプマーク・ヘルプカード	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	-	14
	兵庫ゆずりあい駐車場利用証の交付	○	○	△	△	△	△	○			○			-	14
	FAX119番	聴覚又は音声・言語機能障がい者												-	14
	NET119緊急通報システム	聴覚又は音声・言語機能障がい者												-	14
	FAX110緊急通報	聴覚又は音声・言語機能障がい者												-	14
	遠隔手話	聴覚又は音声・言語機能障がい者												-	15
	電話リレーサービス	聴覚又は音声・言語機能障がい者												-	15
	郵便等による不在者投票	△	△	△										-	15

主な障がい者団体

障がい者団体は、会員相互の親睦・交流を深めるとともに、障がい者福祉の向上ため様々な活動に取り組まれています。

団体名	対象者	活動内容等	お問合せ先
丹波市身体障害者福祉協議会	身体障害者手帳所持者	グランドゴルフや運動会などで親睦を深めたり、作品展や福祉制度を学んだり色々な活動を行っています。 [年会費] 1,000円	丹波市身体障害者福祉協議会事務局 (丹波市社会福祉協議会本所内) ☎86-7171
丹波市視覚障害者福祉会	視覚障がいの身体障害者手帳所持者	定期総会、新年会、研修旅行、県視協祭のほか各種行事への参加 [年会費] 4,000円 (内1,500円県会費)	障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
丹波ろうあ協会	丹波市と丹波篠山市のろうあ者	定期総会、親睦行事、旅行、学習会、兵庫県聴覚障害者協会行事のほか各種行事への参加 [年会費] 18,000円 (内15,000円県会費)	障がい福祉課 ☎88-5262 ☎88-5263
丹波市手をつなぐ育成会	知的障がい者とその保護者	旅行、クリスマス会等で親睦を図っています。また、各支部でも親睦行事、学習会、バザー出店など会員が元気になる活動をしています。 [年会費] 2,000円	丹波市手をつなぐ育成会事務局 (丹波市社会福祉協議会本所内) ☎86-7171
木の根会家族会	精神障がい者の家族	会員に対する学習・相談会、「兵家連」が行う事業への参加、当事者の社会復帰支援 [年会費] 3,000円	木の根会家族会事務局 (市立障害者地域活動支援センター内) ☎73-1600
かたつむりの会	ダウン症児の親	作業所見学、バーベキュー、カラオケ、クッキング(だんご作りなど)、研修会への参加や勉強会もしています。 [年会費] 2,000円	さをり工房きやらめる ☎090-9114-1711



最新版はホームページに掲載しています。

内容が改正されることがありますので、ご注意ください。

また、詳しくは記載している相談窓口にお問合せください。

〒669-3602 丹波市氷上町常楽211 丹波市役所本庁第2庁舎

丹波市 福祉部 障がい福祉課

☎ 0795-88-5262 FAX 0795-88-5283

☎ 0795-88-5263

